特定生産緑地　指定位置図

北　本　都　市　計　画　図

平成二十九年十月印刷

国際航業株式会社製

北本市役所

用途地域による建築物の用途制限概要

※　本表は建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

用途地域無指定区域の建築物形態規制	
建ぺい率制限	容積率制限
50%	80%
50%	100%
60%	200%

凡例

市街化区域	
用途地域	種類
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業専用地域
特別用途地区	
防火地域	
生産緑地地区	
土地区画整理事業施行済区域（完了）	
㉑ 土地区画整理事業施行区域	
都市計画道路	
㉒ 都市公園	
㉓ ごみ焼却・汚物処理場	
㉔ 学校	
地区計画	
建築協定区域	
緑地保全区域	
都市計画区域	建設省告示第1270号 昭和28年9月1日
市街化区域・市街化調整区域	埼玉県告示第 939号 昭和43年5月2日

凡例

	生産緑地地区
	特定生産緑地指定区域
	特定生産緑地指定外

本図は平成28年3月修正の1：2,500北本市都市計画図を縮小して編集したものである

座標系　第Ⅸ系（日本測地系　2011）
等高線間隔　10m

1：10,000
0　100　500　1,000m

1. 平成22年告示1：10,000当初図を承認を得て複製したものである。
2. 平成24年調製1：20,000当初図を承認を得て複製したものである。
3. 平成28年補完1：10,000当初図を承認を得て複製したものである。
4. 平成24年1月修正1：2,500当初図を承認を得て複製したものである。
5. 平成27年2月1：10,000当初図を承認を得て複製したものである。
6. 平成26年5月1：10,000当初図を承認を得て複製したものである。

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て使用されたものである（承認番号）平14．関公　第169号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て使用されたものである（承認番号）平22．関公　第623号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て使用されたものである（承認番号）平27．関公　第185号」